

戦後改革期と農村女性

—生活改善普及事業の県レベルでの展開を手がかりに—

農業総合研究所 市田（岩田）知子

生活改善普及事業は、1948年、農村社会の民主化と女性の地位向上のためにGHQ、アメリカの指導により開始した。当時の農村や農林省において、それは目新しく、受け入れやすいものではなかったが、少なくとも農林省の段階では以下のような過程をたどった。(1)生活改善の理念は当時の課の職員や支援者によって形成され、とりわけ同事業の開始時より17年間、生活改善課長を勤めた大森（山本）松代の果たした役割が大きかった。それは、当時の農家の生活に見られる「形式主義」、「私」領域の軽視という問題を優先的に解決するというものであり、この考え方には、農業の零細性打破を第一に考えた東畠精一など、当時の指導者層の大方の意見とは異なったものの、普及事業の根幹となる「考える農民」（小倉武一）に沿ったものとして支持された。(2)同課は、民主的な生活改善実行グループを通じて、かまど改善などの実践的な技術を普及することにより、因習に縛られていた農村社会に異議申し立てを行った。(3)基本法農政、高度成長の中、矢口光子課長は「生活全体のバランス」や「農村生活の改善」を新たな課題として設定し、農業者の健康や生活環境整備のための補助事業を実施した。このような展開を、生活改善普及事業が日本の行政システム、具体的には補助金行政（奨励行政）に「同化」していく過程として見ることができる。

以上のような生活改善普及事業は、実際に事業を行う県ではどのように開始し、展開したのか。また、戦後改革期において農村女性がどのような状況に置かれていたのか、生活改善実行グループを通じて農村社会とどう関わっていったかを明らかにすることが本報告の課題である。そこでまず山口県をとりあげる。山口県は、生活改善、農村生活研究、女性農業者支援を積極的に行い、また、現在なお生活関係の普及職員の採用を続けている。その背景には、同県の農業の特質ゆえ、「産業」的視点からではない、「生活」に立脚した農業論があること、また、戦後改革期に農事試験場長を務めた人物等が後続の人々に影響を与えたということが指摘されている。

山口県農業試験場の協力のもとに、当時の会合や研修の記録、県発行の指導書類から同県での生活改善の具体的な内容、基本的な考え方を探り、同時に生活改善や生活研究が開始した頃に関わっていた人々に聞き取りを行なった結果、およそ以下のようなことが読みとれる。(1)山口県には、本省への出向者、県の人材、組織など、本省の理念を受け入れる土台があった。ただし、多品目少量生産、多就業経営のみ可能である中山間地域を多くかかるという同県の実態に合わせた解釈と改変がなされた。(2)戦後改革期は、農村女性にとって、焼け出されたあと的生活苦に加え、「公」的な場での発言権のなさ、集落内、女衆の中での階層差（婦人会との違い）など、過酷な時期であった。そのような状況を変えたのが生活改善実行グループであり、かまど改善、台所改善などの適正技術であった。

報告では、以上の諸点に加え、同県の「生活」の視点にたった農業論や農政が県政全体とどう関わるのか、西日本独自の農村社会の特質が農村女性の活動にどのように影響しているのか、について、可能な限り明らかにしたい。